

あたらしい法律情報

食品1%・支援金 あなたはもらえる？

「消費税減税・支援金法案」を条文で読む

2026年10月9日閣議決定・第222回臨時国会に提出

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

2027年4月から

同じおにぎりなのに、税率が10倍？

コンビニで持ち帰る

101円

いまは108円 → 税率1%

店内で食べる

110円

いまも110円 → 税率10%

税率の差は 2ポイント → 9ポイント に広がる

先に結論

今日の結論3点

- ① 食品は2027年4月から2年間1%。外食・酒類は10%、新聞は8%のまま
- ② 小さな事業者ほど影響大。簡易課税なら食品分の納税ゼロ、本則なら還付も
- ③ 本当の目玉は**支援金**。金額は政令しだい、2029年は2回振込み

考えてみてください

〇×クイズ 5問

- A 2027年4月から、ファミレスでの食事も1%になる
- B 2026年12月にネットで注文したお米が、2027年4月10日に届いた。税率は1%
- C 簡易課税の八百屋さんは、2年間、食品の売上にかかる消費税の納税がゼロ
- D 支援金を受け取ると、所得税がかかる
- E 支援金は、必ず市役所への申請が必要

答えは最後に

ここまでの経緯

方針表明から2か月半で法案に

- 7月29日 社会保障国民会議が中間とりまとめ
- 7月30日 高市首相が「食品1%・所得連動給付」を表明
- 8月5日 給付付き税額控除の基本方針を閣議決定
- 9月15日 消費税率引下げ・支援金の大綱を閣議決定
- 10月9日 法案を閣議決定し、国会に提出

全4章39条＋附則28条 | 施行は原則2027年4月1日(附則1条)

PART1 食品1%、何がいつ変わる？

なぜ「0%」ではなく「1%」？

ここで分かること:1%になるもの、ならないもの

1%

0%よりレジの改修が早く済む(政府の説明)

- ① 2027年4月1日に間に合わせる
- ② 残る1%は支援金で「実質ゼロ」へ
- ③ 支援金の総額は「残る1%分の税込見込み」まで(10条3項・4項)

※払った1%が、一人ひとりに払い戻されるわけではありません

PART1 食品1%、何がいつ変わる？

2年間は3つの税率が並ぶ

対象	国	地方	合計
飲食料品	0.78%	0.22%	1%
新聞(定期購読)	6.24%	1.76%	8%
外食・酒類・その他	7.8%	2.2%	10%

期間:2027年4月1日～2029年3月31日(2条1項)

軽減税率の廃止ではなく、飲食料品だけの臨時の特例です

PART1 食品1%、何がいつ変わる？

分かれ目は「食品か・薬か・酒か・サービスか」

1%

お米・パン・野菜・肉・魚
弁当・総菜(持ち帰り)
お菓子・ジュース・出前

10%

店内での飲食
酒類
医薬品・医薬部外品・ケータリング

レッドブル(清涼飲料水) **1%** / リポビタミンD(医薬部外品) **10%**

みりん風調味料 **1%** / 本みりん(酒類) **10%**

ミネラルウォーター **1%** / 水道水 **10%**

PART1 食品1%、何がいつ変わる？

家計はいくら軽くなる？

税抜1,000円の食品

—70円

1,080円 → 1,010円

食費が月6万円の世帯

年4.7万円

月6万円 → 約56,111円

1%の商品は、税抜で約9%高くても10%の商品と税込が同じ($1.10 \div 1.01$)

実際の価格は事業者が決めます。食費が多い世帯ほど、減税の額も大きくなります

PART2 事業者は何を準備する？

4月以降も8%が残る取引

ここで分かること：境目・計算・届出・値札

- ① 定期便：2027年1月1日より前の契約で、4月1日より前に受け取った代金の分（2条1項1号イ）
- ② 通販：1月1日より前に販売条件を示し、4月1日より前に申込みを受けたもの（同号ロ）
- ③ 計上時期のズレ：現金主義の個人事業者、国・自治体など（同号ハ・二）

選べない。1%にしたいなら、年内の契約・カタログに「1%時の価格」条項を

PART2 事業者は何を準備する？

4月1日をまたぐ取引

場面	税率
4月1日以後の販売	1%(3月以前の契約でも)
深夜締め(午前1時など)	3月31日分に計上する分は8%で可
3月以前の仕入れ	4月以後に売っても8%
返品・貸倒れ	元の取引の税率(3月販売分は8%)
締め日をまたぐ請求書	8%分と1%分を区分して記載

インボイスは「軽減税率対象」の記載があれば「1%」の追記は不要

PART2 事業者は何を準備する？

インボイスは3つの税率に

商品	税抜	税率	消費税等
食品	40,000円	1%	400円
新聞(定期購読)	10,000円	8%	800円
雑貨	10,000円	10%	1,000円

- ① 税率ごとに区分して記載(消費税法57条の4第1項)
- ② 仕入税額控除は101分の0.78で計算(同法30条1項1号)
- ③ 返品・値引きは元の税率で。3月の8%販売が4月に返品されても8%(同法38条1項)

PART2 事業者は何を準備する？

食品の売り手は還付、外食は納付増

食品の小売・卸・生産者

売上は1%、包材・電気代・設備は10%

→ 本則課税なら還付が出やすい

売上100万円×1%=1万円

経費30万円×10%=3万円

→ 2万円の還付

外食

食材の仕入れは1%、店内の売上は10%

→ 控除が減り、納める税が増える

食材の税込の仕入額は下がる

持ち帰りとの価格差は90円に

注意: 免税事業者は還付を受けられない → 次のページの「4つのルート」

PART2 事業者は何を準備する？

還付を受けるための4つのルート

手続	今回の扱い
① 課税事業者を選ぶ届出(消費税法9条4項)	期中に出してもその期から(法案3条1項)
② 簡易課税をやめる届出(同法37条5項)	期中でOK・2年縛りなし(法案3条2項・3項)
③ インボイス登録(平成28年改正法附則44条4項)	2027年3月17日までの申請で4月1日から
④ 課税期間の短縮(同法19条)	還付を早める・2029年3月末にそろえる

残る縛り:課税事業者の継続(同法9条6項)、高額な資産を買ったときの3年縛り(9条7項・12条の4)。還付額と事務負担を比べて判断

PART2 事業者は何を準備する？

簡易課税・2割特例は食品分の納税ゼロ

食品の売上の税額

20万円

－

同額を仕入控除

20万円

=

食品分の納税

0円

- ① 簡易課税は4条、2割特例と後継措置は7条(平成28年改正法附則51条の2・51条の3)
- ② 雑貨・イートインは従来どおりみなし仕入率。75%ルールは食品を除いて判定

本則なら還付、簡易なら納税ゼロ → 4月より前に試算を

PART2 事業者は何を準備する？

値札には前後2か月の猶予

期間	表示してよい価格
2027年2～3月	1%の価格を先に
2027年4～5月	8%の価格のまま
2029年2～3月	8%の価格を先に
2029年4～5月	1%の価格のまま

条件:貼りが替えが難しい事情+誤認を防ぐ掲示(6条、消費税法63条)。税抜だけ・「+税」の表示は不可
中間申告も1%で再計算できる(5条)。国税庁の設例では**70万円 → 35万円**

PART2 事業者は何を準備する？

レジは「2回」変わる

公布の日

届出の特例

2027.1.1

定期便・通販の指定日
(年内の契約・カタログが勝負)

2027.2.1

値札の先行表示

2027.3.17

インボイス登録の申請期限

2027.4.1

1%スタート(1回目の改修)

2029.4.1

8%に戻る(2回目の改修)

「とりあえず1%にすれば終わり」ではない。延長には別の法改正が必要

キーワードは「純負担率」

ここで分かること:4つの要件と、2029年の2回払い

$$\text{純負担率} = (\text{税} + \text{社会保険料} - \text{現金給付}) \div \text{収入}$$

例:年収300万円、税・保険料60万円、給付10万円

$(60\text{万} - 10\text{万}) \div 300\text{万} = \text{約}16.7\%$

支援金5万円を受け取ると → **15.0%**

「手元にいくら残るか」で見る。数字は説明用の仮定(1条)

もらえる人の4つの要件(9条1項)

① 働いて稼いでいる

前年の勤労所得が「下限額」を超える

② 所得が高すぎない

合計所得金額が「上限額」以下(子の数で変わる)

③ 税・保険料を負担

純負担が「基準額」を超える

④ 配偶者の所得

政令の額以下(2029年度から)

1月1日に国内に住所が必要。国籍の要件はなし(9条4項)

個人ごとに判定。下限額・上限額・基準額はすべて政令で決まる

最初の2年と、2029年度からの違い

項目	2027・28年度	2029年度～
扶養児童	16歳未満	19歳未満の居住者
配偶者の所得	問わない	政令の額以下
社会保険料控除	全額	一部を除く

最初の2年は、夫婦それぞれが要件を満たせばそれぞれ受給できる

2029年度からは、配偶者の所得しだいで共働き世帯に影響も

結局、いくら？

金額は

政令

で決まる(10条1項)

- ① 考慮するのは、前年の所得・子の数・純負担率・就業促進の効果
- ② 当分の間、社会保険料控除額も加味(附則3条)
- ③ 2027・28年度の総額は「残る1%分の税込見込み」まで(10条3項・4項)
- ④ 大綱の形: 定額 → 逦増 → 基本額 → 逦減

「年収いくらで、いくら」は、まだ決まっていない

2029年は2回振り込まれる

2027年度 先行の給付

2028年度 先行の給付 + 移行加算(10条4項)

2029年4月 1回目: 移行加算を支払い(13条4項) = 8%に戻る月

2029年度 2回目: 本格制度の半額が基本(10条5項)

2030年度～ 本格制度

2029年度分を半分ずつ2回に分けて払うイメージ

申請は必要？



- ① 原則は認定の請求が必要(11条2項)
- ② 公金受取口座の登録者は職権で認定できる。辞退も可(12条)
- ③ 2年目以降、同じ市区町村なら請求し直し不要(11条1項ただし書)

役所はどの情報を使う？

- ① 住民税の課税情報を目的外で内部利用(27条1項)
- ② 官公署・銀行・雇用主に報告を求められる(27条2項)
- ③ マイナンバー法の別表に事務を追加(附則25条)
- ④ 住民基本台帳ネットワークの利用を追加(附則21条)
- ⑤ 事務の従事者に守秘義務(31条・34条)

金融機関・企業にも、照会への対応が生じる

共働き世帯に新しい「書面の提出義務」

だれが 配偶者がいて、所得が政令の額を超える人

いつまで 毎年3月15日

どこへ 配偶者の住所地の市区町村長

何を 配偶者の氏名・マイナンバーなど(28条1項)

確定申告書に書けば、提出したものとみなす(28条2項)

確定申告しない会社員は、法文上は別に書面が必要。罰則はなし

施行は**2029年1月1日**(附則1条4号)

受け取ったお金のルール

守られる

非課税(20条)

差押え禁止。国税の滞納処分は例外(19条)

時効は2年(23条)

厳しく

不正受給は取り立て(18条)

3年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金
(33条)

守秘義務違反は2年以下(34条)

「給付付き税額控除」とは違う

例：控除できる額5万円、所得税が2万円の人

通常の税額控除

2万円

税がゼロになるところまで

給付付き税額控除

5万円

2万円を控除＋3万円を給付

今回の支援金は市区町村の認定による給付。組み合わせる仕組みは継続検討(36条2項)

「年収の壁」はなくなる？

働く時間を増やす



社会保険に加入



手取りが伸びない・減る

- ① 支援金は当分の間、社会保険料控除額を加味(附則3条)
- ② 第3号被保険者の見直しも検討規定に(36条6項)

支援金だけで手取りの逆転は解消しない。効果は政令の設計しだい

財源は「赤字国債に頼らない」

ここで分かること:だれが払い、次に何が変わるか

- ① 特例公債に頼らない(39条1項・財政法4条1項ただし書)
- ② 補助金等の見直し・租税特別措置の適正化
- ③ 支援金は恒久財源が前提(39条2項)
- ④ 2027・28年度と減税の穴埋めは、税外収入も可(39条3項・4項)

どこを削るかは、法律ではなく予算編成で決まる

支援金の費用はだれが払う？

国 2/3以上

県 1/6

市 1/6

国がちょうど2/3の場合。都道府県と市区町村は残りを半分ずつ(21条1項)

- ① 市区町村の事務は第1号法定受託事務(29条)
- ② 支給円滑化特別交付金:2027・28年度は全市区町村(附則5条・16条)
- ③ 地方消費税の減収は新しい交付金で穴埋め。うち22分の12は社会保障に(附則22条)

検討規定は「次の改正の予告編」(36条)

1項

金融所得:措置を講ずる

2項

給付付き税額控除

3項

国の役割を拡大

4項

対象外の人:2028年度中に結論

5項

働いていない高齢者

6項

第3号被保険者・適用拡大

7項

医療・介護・雇用制度

8項

人的控除・所得税改革

9項

施行5年後の見直し

内閣府に「租税・社会保険料負担に関する総合調整本部」(内閣府設置法41条の3)

国会審議の焦点

① 金額の多くが政令任せ

② 減税分は価格に反映されるか

③ 必要な人に支援が届くか

④ 働き控えは解消するか

⑤ 財源を続けて確保できるか

⑥ 自治体・事業者は間に合うか

下限額・上限額・純負担基準額・倍数・配偶者の所得額・支給額は、国会では決まらない

PART5 成立するか？

成立予想:◎ 有力

ここで分かること:日程からの逆算



10月5日の予想を維持

年内成立が必要な理由

- ① 届出の特例は公布の日から
- ② 値札の先行表示は2027年2月1日から
- ③ 支援金の基準日は2027年1月1日
- ④ 政令・府令・国税庁Q&Aの整備

カギは参院での野党の賛成。会期末12月12日に答え合わせ

PART5 成立するか？

クイズの答え

- A × 外食は10%のまま(2条1項)
- B × 1月1日前の通販で4月1日前の申込みは8%(2条1項1号ロ)
- C ○ 食品分の税額がそのまま控除される(4条)
- D × 非課税(20条)
- E × 公金受取口座の登録者は職権で認定できる(12条)

まとめ

今日から確認すること

事業者

- ① 税率区分:医薬部外品・酒類・水・氷から
- ② 年内の契約・カタログに価格条項
- ③ 本則か簡易か、4月前に試算
- ④ レジ・値札の切替えは2回分

個人

- ① 公金受取口座を確認
- ② 共働きは2029年の書面に注意
- ③ 金額は政令待ち

チャンネル登録をお願いします

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

2026年10月16日時点の法律案(10月9日国会提出)にもとづく解説です。国会審議・政省令で内容が変わることがあります。